

(案)

トラック輸送における取引環境・労働時間改善広島県地方協議会規約について

(名称)

第1条 本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善広島県地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

(協議会及び活動事項)

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 広島県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
- (2) 広島県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること
- (3) その他

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。
3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会には、第4条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。

2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務は、広島労働局、広島運輸支局、公益社団法人広島県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年7月23日から施行する。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善広島県地方協議会

委 員 名 簿

(順不同・敬称略)

委 員	若 井	具 宜	経営コンサルタント（広島県立大学 名誉教授）
委 員	三 井	正 信	広島大学大学院 社会科学研究科 教授
委 員	中 野	博 之	広島県経営者協会 専務理事
委 員	谷 村	武 士	広島県商工会議所連合会 幹事長
委 員	平垣内	康展	マツダ株式会社 生産管理・物流本部長
委 員	仁 城	明 彦	全国農業協同組合連合会広島県本部 J A担当部長
委 員	宮 田	秀 雄	株式会社福屋 物流部長
委 員	福 島	淳 仁	株式会社サンエス 管理本部人事部次長
委 員	田 中	一 範	広島県冷蔵倉庫協会 会長
委 員	田 中	和 志	日本通運株式会社 広島支店長
委 員	八 田	弘 明	福山通運株式会社 常務執行役員
委 員	竹 本	昭 法	芸北急送株式会社 代表取締役社長
委 員	沖 藤	克 治	沖藤運送株式会社 代表取締役社長
委 員	山 根	徹 吾	公益社団法人広島県トラック協会 専務理事
委 員	三 浦	英 次	広島県交通運輸産業労働組合協議会 議長
委 員	小 野	正	中国経済産業局 産業部長
委 員	星	直 幸	広島労働局 局長
委 員	河 田	守 弘	中国運輸局 局長
委 員	小 畠	博 文	中国運輸局広島運輸支局 支局長